



1. Press Releases/Topics

「サイバーセキュリティ対策セミナー」開催のお知らせ

当行は2022年6月2日(木)に「サイバーセキュリティ対策セミナー」を開催いたしますので下記の通りお知らせいたします。ぜひご参加頂き、自社の経営にお役立て下さい。

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室

ハイブリット開催「サイバーセキュリティ対策セミナー」

主 催	株式会社十六銀行 十六電算デジタルサービス株式会社 東京海上日動火災保険株式会社
協 力	NOBUNAGAキャピタルビレッジ株式会社
開 催 日 時	2022年6月2日(木) 15:00~16:30
開 催 方 式	ハイブリット開催 【会場】NOBUNAGA キャピタルビレッジ 【オンライン】Zoom ウェビナー方式
定 員	【会場】20名 【オンライン】100名 ※先着順
内 容	<p>【第1部】 サイバー犯罪の現状と対策 サイバー攻撃のデモンストレーション 講師:岐阜県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課員 中部管区警察局岐阜県情報通信部情報技術解析課員</p> <p>【第2部】 サイバーリスク保険の概要とサイバー対策ツールのご紹介 講師:東京海上日動火災保険株式会社 企業商品業務部 東海北陸グループ 福島 隆太 氏</p> <p>【第3部】 今からできるセキュリティ対策 講師:十六電算デジタルサービス株式会社 DX 事業部 部長 青木 宏恭 氏 (情報処理安全確保支援士)</p>
費 用	無料
申 込 方 法	十六銀行ホームページ「相談会・商談会・セミナーのお知らせ」より https://www.juroku.co.jp/
お問い合わせ先	十六銀行ソリューション営業部 TEL:058-265-2111

当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「法律・税務に関する無料相談会」6月の相談日をお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、当面の間、電話相談と Zoom（オンライン）相談にて受付いたします。

※本サービスの利用をご検討の際は、当行お取引店にご相談ください。

(1) 法律相談会

日程	
渡辺弁護士 (岐阜) お1人さま20分	6月7日(火) 13:45~15:05
	6月14日(火) 13:45~15:05
	6月23日(木) 13:45~15:05
	6月30日(木) 13:45~15:05
山口弁護士 (名古屋) お1人さま30分	6月7日(火) 13:30~15:00
	6月14日(火) 13:30~15:00
	6月21日(火) 13:30~15:00
	6月28日(火) 13:30~15:00

(2) 税務相談会

日程 お1人さま30分	
6月8日(水)	13:00~16:00
6月9日(木)	13:00~16:00
6月15日(水)	13:00~15:30
6月16日(木)	13:00~16:00
6月22日(水)	13:00~15:30
6月23日(木)	13:00~16:00

2. 公的機関情報

【第6回公募】中小企業等事業再構築促進事業「事業再構築補助金」

新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組みを通じた規模の拡大を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する補助金です。申請の受付は、電子申請システム jGrants にて行われています。事前に gBizID プライムアカウントの取得手続(2~3週間を要します)を実施下さい。

補助上限額 補助率	申請類型	補助上限額(※1)	補助率
	最低貸金枠		
	回復・再生応援枠【新設】 引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援)	500万円、 1000万円 1,500万円(※2)	中小 3/4 中堅 2/3
	通常枠	2,000万円 4,000万円 6,000万円 8,000万円 (※2)	中小 2/3 中堅 1/2 (※3)
	大規模貸金引上枠	1億円	
	グリーン成長枠【新設】 研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援)	中小 1億円 中堅 1.5億円	中小 1/2 中堅 1/3

(※1) 補助下限額は100万円 (※2) 従業員規模により異なる
(※3) 6,000万円超は1/2(中小)、4,000万円超は1/3(中堅)

公募期間	令和4年6月30日(木)18:00まで(厳守)
詳細	事業再構築補助金専用ホームページ: https://jigyuu-saikouchiku.go.jp/

IT 導入補助金 2022

IT 導入補助金は、中小企業・小規模事業者等が自社の課題やニーズに合った IT ツールの導入を支援する補助金です。インボイス制度への対応も見据えた IT ツールの導入補助に加え、PC 等のハード購入補助等を行います。

補助対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用料、導入関連費、デジタル化基盤導入枠(デジタル化基盤導入類型)は左記に加えハードウェア購入費等 ※専用サイトにて公開予定の IT ツールが補助金の対象。 (一部のハードウェアを除く)				
種類	A 類型	B 類型	デジタル化基盤導入類型		
補助対象経費区分	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア購入費 クラウド利用料 (最大1年分補助) 導入関連費等 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトウェア購入費 クラウド利用料 (最大2年分補助) 導入関連費等 	<ul style="list-style-type: none"> ハードウェア購入費 ①PC・タブレット プリンター・スキャナー及びそれらの複合機器 ②レジ・券売機等 		
補助率	1/2 以内		3/4 以内	2/3 以内	1/2 以内
補助金額	30万円～ 150万円未満	150万円～ 450万円以下	5万円～ 50万円以下	50万円超～ 350万円	①上限10万円 ②上限20万円
公募期限	【A・B 類型】 2次:2022年6月13日(月)17:00(予定) 【デジタル化基盤導入類型】 3次:2022年5月30日(月)17:00(予定)				
詳細	IT 導入補助金専用ホームページ https://www.it-hojo.jp/				

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等価格低減促進事業(補助金)

本事業は、民間企業等による、屋根等を活用した自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援するものです。これにより、太陽光発電設備や蓄電池の価格低減を促進しながら、ストレージパリティ(太陽光発電設備と蓄電池を導入した方が需要家にとって経済的となる状態のこと。)の達成、ひいては地域の脱炭素化と防災性の向上を目指します。

補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備 ・定置用蓄電池(業務・産業用) 定置用蓄電池(家庭用)・車載型蓄電池 ・充放電設備
上限額	1.5億円 ※詳細は公募要領をご確認ください
実施機関	環境省、環境イノベーション情報機構
公募期間	【二次公募】2022年5月16日(月)～2022年6月15日(水)正午まで 【三次公募】2022年6月20日(月)～2022年7月29日(金)正午まで
詳細	環境省ホームページ https://www.env.go.jp/press/110821.html

事業承継・引継ぎ補助金

概要	<p>①経営革新事業 事業承継や M&A を契機とした経営革新等への挑戦に要する費用が補助されます。</p> <p>②専門家活用 M&A による経営資源の引継ぎを支援するため、M&A に係る専門家等の活用費用が補助されます。</p> <p>③廃業・再チャレンジ 再チャレンジを目的として、既存事業を廃業するための費用が補助されます。</p>
補助対象者	<p>①事業承継、M&A(経営資源を引き継いで行う創業を含む。)を契機として、経営革新等に挑戦する中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む。)</p> <p>②M&A により経営資源を他者から引継ぐ、あるいは他者に引継ぐ予定の中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む。)</p> <p>③既存の事業を廃業し、新たな取り組みにチャレンジする予定の中小企業・小規模事業者(個人事業主を含む。)</p> <p>※再チャレンジの主体は、法人の場合は株主、個人事業主の場合は個人事業主本人となります。</p>
補助率 補助金額	<p>【補助率】①②③:2/3</p> <p>【補助金額】①②:600 万円以内 ③:150 万円以内</p>
公募期限	<p>①未定(専用サイトにて発表)</p> <p>②③令和4年5月31日(火)17:00 まで</p>
詳細	事業承継・引継ぎ補助金専用サイト: https://jsh.go.jp/r3h/

令和4年度ヘルスケア製品の地産地消導入支援助成金

岐阜県内企業等が自ら開発し、製造及び販売して間もない「ヘルスケア製品」を、既存製品等に対する競争優位性の構築と、市場の獲得を支援するため、県内病院、県内福祉施設又は県民に、モニター価格で販売するために要する経費の一部が助成されます。

対象者	<p>岐阜県内中小企業者、及びヘルスケア産業分野で県内中小企業等を牽引する役割を担う県内に本社又は事業所を有する者等。</p> <p>※「岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワーク」に登録している者に限る。</p>
助成対象事業	県内企業等が自ら開発し、製造及び販売して間もないヘルスケア製品を県内病院、県内福祉施設又は県民にモニター価格で販売を行う事業
助成率 助成限度額	助成対象経費の 2/3 以内 上限:200 万円
募集期限	令和4年7月7日(木)17:00 必着
詳細	<p>(公財)岐阜県産業経済振興センターホームページ</p> <p>https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022050903/index.asp</p>

令和4年度 岐阜市事業創造支援補助金（スタートアップ支援補助金）

岐阜市内で創業を目指す方や市内中小企業等が、新たな事業やサービスの創出等により、社会課題の解決に資する事業に取り組む場合、事業実施に必要な経費の一部が助成されます。

申請対象者	①岐阜市内において創業を目指す方 ②岐阜市内において第二創業を目指す方 ③創業後5年以内の事業者 ※ただし、ぎふスタートアップ相談窓口で支援をうけることが条件
補助金額	補助対象経費の2分の1以内で、かつ年間500万円を限度
補助期間	交付決定日から令和5年2月28日まで
募集期限	令和4年6月10日(金)17:00必着
詳細	岐阜市ホームページ https://www.city.gifu.lg.jp/business/sangyoushinkou/1005760/1005777/1005778.html

令和4年度岐阜県伝統的工芸品産業支援補助金(工房設置)

岐阜県では、伝統的工芸品の後継者確保・育成を支援するため、伝統的工芸品の製造を行う事業者が新たな工房を設置する際の経費に対する補助事業を実施いたします。

補助事業内容	伝統的工芸品の工房設置に対する補助
対象事業	国指定伝統的工芸品の製造を行う事業者
対象経費	独立によって新たな工房を設置する場合の、工房の設置・道具の調達に要する経費
補助率	2分の1以内
補助金額	上限1,000千円
申請期限	令和4年6月30日(木)
詳細	岐阜県ホームページ: https://www.pref.gifu.lg.jp/page/214236.html
お問い合わせ先	岐阜県地域産業課(伝統産業振興係) 県庁11階 TEL:058-272-8194 ※申請を希望される方は、事前連絡が必要になります。

【You Tube アーカイブ配信】

【ONLINE イベント NOBUcapi】

宇宙農業の実現を目指す東海エリアの大学発ベンチャーに迫る

開催方法	YouTube アーカイブ配信
主催	NOBUNAGA キャピタルビレッジ株式会社
費用	無料
内容	<p>NOBUNAGAキャピタルビレッジの投資先でもある名古屋大学発スタートアップ「株式会社TOWING」について</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 宇宙農業を目指す経緯やきっかけ▶ ビジネスコンテストに参加する意義▶ 東海エリアにおける今後の活動と地域に求めるものについてお届けします。 <p>※一部内容が変更となる場合があります。</p>
登壇者	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"><div style="text-align: center;"><p>株式会社TOWING 代表取締役 西田 宏平 氏</p></div><div style="text-align: center;"><p>NOBUNAGAキャピタルビレッジ 代表取締役 峠 清孝 氏</p></div></div>
視聴方法	<p>以下の QR コードを読み取っていただきますとご視聴いただけます。</p> <div style="text-align: center;"></div> <p>URL:https://www.youtube.com/channel/UCH5GoiyacP0Ph3-w9mTcjhW</p>
お問い合わせ先	NOBUNAGA キャピタルビレッジ株式会社 担当:唐木 058-264-5516

【オンライン開催】**ブランディングのための商標セミナー（国内編・外国編）**

開催方法	Web 会議アプリケーション「Zoom」ウェビナー形式
主催	(公財)岐阜県産業経済振興センター、ジェトロ岐阜、INPIT 岐阜県知財総合支援窓口
協力	(一社)岐阜県発明協会(岐阜県知的所有権センター)
参加料	無料
日時	国内編:2022年5月27日(金) 外国編:2022年6月7日(火) 各日 14:00~16:00
対象	中小企業等(岐阜県内企業優先)
定員	各回 100名(先着順)
内容	【国内編】 <ul style="list-style-type: none">・国内商標制度の概要・基礎知識・商標調査・出願方法・中小企業の成功/失敗事例・知財に関する支援窓口のご案内・質疑応答 【外国編】 <ul style="list-style-type: none">・海外展開における知財リスク・商標に関する知財リスク(模倣品、冒認被害等)・海外での商標権取得(マドプロ出願等)・商標リスク対策(権利行使、無効化等)・外国出願に関する支援制度のご案内・質疑応答
講師	【国内編】 INPIT 岐阜県知財総合支援窓口 窓口支援担当者 高坂 正登 氏 窓口支援担当者 渡辺 奈津子 氏 【外国編】 INPIT 海外展開知財支援窓口 海外知的財産プロデューサー 能川 勝男 氏
申込締切	国内編:2022年5月25日(水) 外国編:2022年6月3日(金)
申込方法	(公財)岐阜県産業経済振興センターホームページ申込フォームより https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022050202/index.asp
詳細	(公財)岐阜県産業経済振興センターホームページ https://www.gpc-gifu.or.jp/topics/2022050202/index.asp

3. 経営教室

国際税務教室

企業グループ内役務提供の独立企業間価格

多国籍化した企業グループにおいては、経営や財務・労務の管理、営業・購買・物流の支援、経理等の事務といった業務を、グループ内部で相互に提供する活動が散見されます。このような幅の広い活動は企業グループ内役務提供とよばれ、移転価格税制上、当該活動に経済的又は商業的価値が認められる場合には、当該活動に係る適正な対価を提供先のグループ企業から回収する必要が生じます。その際、回収する価格について、迷う場合も少なくありません。

「移転価格事務運営要領」（以下、「要領」とします）によれば、総原価を5%マークアップした価格をもって独立企業間価格とする方法（※1）（以下、「簡易な算定方法」とします）と、総原価の価格をもって独立企業間価格とする方法（※2）（以下、「総原価法」とします）の二つの算定方法が定められています。これらは、どのように区分して適用されるのでしょうか。

要領によれば、簡易な算定方法の適用要件は、役務提供が支援的な性質のものであり、当該法人及び国外関連者が属する企業グループの中核的事業に直接関連しないこととされています。他方、総原価法の適用要件は、①役務提供が当該法人又は国外関連者の本来の事業に付随して行われたもの、又は②役務提供が当該法人又は国外関連者の事業活動の重要な部分に関連していないものとされますが、注書きによれば、当該役務提供に要した費用の額が、当該法人又は国外関連者の原価又は費用の総額の相当部分を占める場合には、総原価法の適用をしないこととされていることから、当該役務提供が、いずれの法人においても主要な事業活動に該当しない場合には、総原価法の適用ができるものと考えます。（※1）要領 3-11 (1) （※2）要領 3-11 (3)

国内税務教室

住民税の医療費控除について（所得税額が0の場合）

ご自身で確定申告書を作成している者から「社会保険料、生命保険、配偶者、扶養控除等を受けたら、所得税額が0になるときは、わざわざ医療費を計算して控除を受けても、意味がないですよね？」と質問を受けることがよくあります。

多くの場合は「Yes」なのですが、稀に「No!」の場合もあるため、注意が必要です。

一般的に、所得税額が0であれば、住民税（所得割。以下同じ）も0となるのだが、ごく稀に所得税額が0であっても、住民税が若干発生する場合があります。その場合には、住民税で医療費控除を受けることで節税を図ることができます。

所得税も住民税も同じような方法で税計算がされます（※1）。しかし、所得控除が所得税より住民税のほうが低く設定されている（※2）ため、所得税では各種所得の金額<所得控除額となり所得税額が0となる場合であっても、住民税では各種所得の金額>所得控除額となり若干の課税所得金額が生じ、その場合、住民税が発生します。このような場合には、所得税で受けられなかった医療費控除を住民税で受けることで、住民税の節税を図ることができます。

なお、給与所得のみの一般の会社員は、年末調整で所得税が全額還付された場合には、たとえ医療費があっても、これ以上還付の対象となる所得税が存在しないため確定申告を行えないが、別に住民税の申告を行うことができるため、このような場合に該当しそうな場合には注意が必要である。※1 所得税も住民税も、各種所得の金額から所得控除を引いた課税所得金額に税率を乗じて税額が計算される。※2 例えば、扶養控除は所得税では38万円であるのに対し、住民税では33万円である。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

<MEMO>

編集・連絡先:

十六銀行

ソリューション営業部

(058-266-2664)

愛知営業本部

(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。